

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:令和7年2月14日

評価機関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和6年6月27日
	訪 問 調 査 日	令和6年9月18日
	評価結果の確定日	令和7年1月20日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1)事業者概況

事業所名称	どうえん尾道中央認定こども園	種 別	幼保連携型認定こども園		
事業所代表者名	施設長 今村 勇吉	開設年月日	令和2年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 広島県同胞援護財団	定 員	300人	利用人数	260人
所 在 地	〒722-0042 広島県尾道市久保町1754-1				
電話番号	0848-37-0600	FAX番号	0848-37-0601		
ホームページアドレス	https://www.dohen.or.jp/onomichi_chuou-sp/				

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)		事業所の主な行事など	
○ 0歳児(生後8週目以降)から5歳児		毎月:避難訓練、身体測定、誕生会	
○ 延長保育(早朝、夕方、土曜)/休日保育		月1回:英会話(4~5歳児クラス)、月1回:サッカー遊び	
○ 預かり保育/一時保育		入園式、卒園式、遠足、夏祭り、運動会、保育参加	
○ 病後児保育		おたのしみ会、クリスマス会	
居室の概要		居室以外の施設設備の概要	
○ 保育室	11 室	○屋内遊戯室	1か所 ○相談室 2か所
○ 乳児室	1 室	○屋外遊戯室	1か所 ○会議室 1か所
○ 一時保育室	1 室	○ほふく室	1か所 ○事務室 1か所
○ 子育て支援室	1 室	○その他	
○ 保健(医務)室	1 室	トイレ(12か所)、調理室(1か所)、調乳室(1か所) 沐浴室(3か所)、砂場(1か所)、足洗い場(2か所) プール(1か所)、	

職員の配置

職 種	人 数(うち常勤の人数)	職 種	人 数(うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	調理員	7人(2人)
副園長(副所長)	人(人)	嘱託医	4人(人)
主任保育士	1人(1人)	看護師	1人(1人)
保育士	31人(30人)	事務員	1人(1人)
管理栄養士	1人(人)		

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

どうえん尾道中央認定こども園は、尾道市内の3つの保育所と2つの幼稚園を統合する認定こども園として、社会福祉法人広島県同胞援護財団が尾道市から運営事業者選ばれ、令和2年に開園した定員300人の大きな認定こども園です。園は尾道市内の静かな住宅街の中にあり、法人理念の「真心 信頼 安心」を基に子どもたちが伸び伸びと生活できる環境にあります。日当たりのよい広々とした園庭には、さまざまな遊具が配置されています。園舎内は木目調の明るい空間が広がり、大きな窓からは教室や廊下に十分な光が取り込まれていました。午睡で使用するコット(簡易式ベッド)は、寝心地の良さだけでなく、子どもたち一人ひとりを大切にしたい保育の実践も感じられました。

今回、初めて第三者評価を受審され、管理運営編は職員の意見を聞きながら、園長、主任で、サービス編は職員全員で自己評価に取り組まれたとのことでした。今回の受審をきっかけに、業務やマニュアルの見直し、再確認をされ、さらに充実した保育を提供できる園になられることを期待します。

◎特に評価の高い点

- (1) 法人として理念や行動規範などが整備され、丁寧に作成された入園のしおりやパンフレットにも明記し、保護者にも周知されています。園内の玄関や事務所等にも理念や行動規範が掲げられ、来園者にもわかりやすく示されています。【管理運営編No.1/理念・基本方針の確立 No.2/理念・基本方針の周知】
- (2) 新任職員研修をはじめ、キャリアアップ研修等の研修計画をしっかりと立て、法人内での研修実施や法人外での研修受講を奨励するなど、積極的な人材育成に取り組まれています。【管理運営編No.11/職員の質の向上に向けた体制】
- (3) 全職員が参加する月1回の職員会議は、参加しやすいよう2部構成で実施され、欠席者には後日、議事録の回覧に加え、園長から説明をされています。報連相の体制が整えられ、職員間で迅速な情報共有が行えるよう取り組まれています。【サービス編No.1/職員会議】
- (4) 自由遊びが中心の保育を展開し、安田式体育遊びを取り入れ、子どもの興味や関心にスポットを当てた保育に取り組まれています。「教えずぎない自由な遊び」を実践することで、子どもたちは好奇心旺盛に伸び伸びとしている様子が伺えました。【サービス編No.17/保育環境の整備 No.19/表現活動】

◎特に改善を求められる点

- (1) 法人の中・長期的ビジョンといえる未来プロジェクトは法人幹部で策定されているとのことですが、それを基に園の思いを込めた進むべき方向性を具体的に示す計画を作成され、職員間で共有されることを提案します。【管理運営編No.3/中・長期的なビジョンと計画の明確化】
- (2) 指導計画は定期的に見直しや評価が行われているようですが、評価した内容について、職員間で共有の徹底を図られることが望まれます。【サービス編No.5/指導計画】
- (3) 各種マニュアルや入園のしおり等はきちんと揃えられていますが、作成日や改定日の記載がないようです。定期的に見直しをされていることを明確に示すためにも、今後は日付等を記入し、経過が追えるように整理されてはいかがでしょうか。【管理運営編No.26/標準的な実施方法の確立】

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

現在行っているサービスのさらなる質の向上、また客観的に評価を受けることで、「相手の立場に立って考える」という法人理念の具現化をさらに進めるために受審いたしました。

評価結果を全職員で共有し、よい評価をいただいた点はさらなる向上を目指し、ご指摘いただいた点は真摯に受け止め、早期の改善を図ってまいります。今後も、こども達、保護者の皆様、地域の皆様に寄り添う園でありたいと思います。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：どうえん尾道中央認定こども園

1 福祉サービス (法人または事業所) の基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	法人として理念や行動規範などが整備され、丁寧に作成された入園のしおりやパンフレットにも明記し、保護者にも周知されています。園内の玄関や事務所等にも理念や行動規範が掲げられ、来園者にもわかりやすく示されています。また、理事長が講師となって理念研修を実施し、パート職員を含めた全職員が参加するとともに、全職員が理念ハンドブックを所持し、園内職員会議で理念の唱和を行い浸透に努められています。
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	中長期計画は法人の「未来プロジェクト」があり、そこで検討、評価を実施されています。園としては明文化に至っていませんが、園長の考えはお持ちのようです。事業計画は、前年度の達成度評価決定会議に基づき、アンケート結果等を取り入れながらニーズに合うよう工夫しながら策定されています。策定された事業計画は、事業計画説明会で職員に周知し、共有されています。 ◎法人の中・長期的ビジョンといえる未来プロジェクトは法人幹部で策定されているとのことですが、それを基に園の思いを込めた進むべき方向性を具体的に示す計画を作成され、職員間で共有されることを提案します。
2 組織（法人または事業所）の運営管理	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	園長は法人施設長会議に参加するほか、さまざまな研修も受講され、管理者として必要な知識を習得し、保育に関する動向等について情報収集されています。その内容は、職場内研修において職員に周知されています。また、園長は各職員に組織図と職務分掌表を配付し、園長自らの役割と責任について文書化されています。さらに、3か月に1回、職員から業務ふりかえりシートを提出してもらい、評価、助言を行うとともに、年2回、職員面談を実施し、職員の思いや課題の把握に努められています。
	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	月に1回開催される尾道地区保育施設施設長会(どうえん3園が参加)に出席し、各園での情報を共有し、ニーズや課題等について話し合われています。経営状況の分析については、法人事務局と連携し、事業継続やサービスの発展について検討されています。また、園の経営状況や改善すべき課題については、職員会議等で共有し、監査法人などから助言、指導を受けられています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	人材確保や職員体制については、人事考課を導入し、リーダーや主任などが一般職員の考課を行うなどして、適正に評価を行い、組織体制を構築され、必要な人材確保に努められています。 職員の就業状況は園長が年休取得率や超過勤務時間を確認し、毎月開催されるどうえん3園の施設長会議で情報を共有し、課題の把握と改善点について協議されています。 職員の育成は、新任職員研修をはじめ、キャリアアップ研修等の研修計画をしっかりと立て、法人内での研修実施や法人外での研修受講を奨励するなど、積極的な人材育成に取り組まれています。 実習生の受け入れは、実習受け入れ担当者を設置し、受け入れマニュアルに沿って準備を整えられています。
	(3)安全管理 自己評価：N0.13	危機管理マニュアルを作成し、定期的に見直しを実施されています。また、園の周りや教室に防犯カメラを設置するなど安全対策に努められています。 各クラスで発生したヒヤリハット事例については、ヒヤリハットマップに印をつけ、発生の内容と今後の予防策について記録し、職員で共有し、園で発生した事故は事故事例集を作成し、発生要因の分析と再発防止策の検討するとともに、毎月、事故発生防止委員会を開催し、全職員に周知するとともに、今後の取り組みについて協議されています。

2 組織（法人または事業所）の運営管理	(4)設備環境 自己評価：N0. 14-15	園舎は1階に保育室や事務室、調理室、2階に保育室と遊戯室（ホール）が配置されています。園庭や保育室、廊下などは、設置基準以上のスペースがあり、広々とした空間が確保されています。園内は木目の温かな雰囲気、あえて壁面への飾りつけ等も最小限に控え、すっきりとした空間が広がっています。学校薬剤師による採光、換気等の検査も実施されています。環境衛生は管理責任者、清掃担当者を決め、清掃チェックマニュアルに基づき、園内を清潔に保たれています。
	(5)地域との交流と連携 自己評価：N0. 16	地域福祉施設との連携会に参加し、地域との関わりを持たれるよう、努められています。ボランティアの受け入れはマニュアルを作成され、定期的に保育士を養成する学校などを訪問し、情報提供されています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：N0. 17-18	尾道市保育連盟施設長会議に毎月参加し、情報や意見交換をされています。また、広島県私立保育連盟の会議にも役員として出席され、制度に関する園の意見や意向を伝えています。財務諸表については、法人ホームページの他、パンフレットや広報誌等で公開されています。また、財務諸表の開示請求があった場合に迅速に対応できるよう、開示に必要な手続き等の体制を整えられています。
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：N0. 19-24	子ども一人ひとりを尊重した保育を行うため、法人の理念・基本方針を明確に示し、人権への配慮や虐待、不適切保育については、毎年、園内研修を開催されています。子どもの個人情報やプライバシー保護は、規定やマニュアルを整備し、入園のしおりに記載されています。保護者の意向を把握するため、保護者との個人懇談を実施するほか、毎年、アンケートを実施し、意見に対する回答は保護者にフィードバックされています。苦情解決の対応方法については、園内に掲示をされるとともに「入園のしおり」にも記載されています。苦情の受付・解決の担当者を決め、受け付けた苦情は記録に残し、対応策等を協議されるなど、きちんと対応する体制が整えられています。 ◎玄関ホールに意見箱を設置されていましたが、表示がないため、何のポストかわかりにくいように思いました。ぜひ、わかりやすい名称を表示されるよう提案します。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：N0. 25-28	園では保育サービスの質の向上のため、自己評価を行い、振り返りを実施されています。今回、初めての第三者評価受審にあたり、全職員で自己評価を実施されたそうです。各種マニュアルを整備し、定期的にマニュアル見直し会議を実施されるなど、常に新しい対応ができるよう取り組まれています。 記録については、児童票、指導計画、振り返りが整理されており、記録方法が平準化するよう、ポイントを示した記入例の記載がある書き方マニュアルを作成され、さらにICTを導入し、記録する時間を短縮するなど、業務の効率化にも取り組まれています。 また、保護者から情報の開示を求められた場合は、規則に定められた手順によって、開示可能であることを伝えられています。 ◎各種マニュアルや入園のしおり等はきちんと揃えられていますが、作成日や改定日の記載がないようです。定期的に見直しをされていることを明確に示すためにも、今後は日付等を記入し、経過が追えるように整理されてはいかがでしょうか。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：N0. 29-32	サービスの利用開始にあたっては、「入園のしおり」に、日々の保育内容や連絡方法、必要な持ち物などが、写真やイラストを交え、丁寧に記載されています。法人や園のホームページやパンフレットも写真やイラスト入りで必要な情報をわかりやすく伝える工夫をされています。保護者向けには園だより、食育だより、保健だよりを毎月発行し、日頃の園での様子は連絡アプリにより配信されています。転園等の場合は、尾道市内の保育園で共通して使用する要録があり、その要録を送付し、引き継ぎが行われています。 ◎保育所の転園等で先方に子どもの情報を提供する場合は、保護者の同意を取るなどの対応が望まれます。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：どうえん尾道中央認定こども園

1 事業所運営の基本	(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3	全職員が参加する月1回の職員会議は、参加しやすいよう2部構成で実施され、欠席者には後日、議事録の回覧に加え、園長から説明をされています。職員間で迅速な情報共有が行えるよう報告連絡相談の体制を整え、マニュアルを作成し、全職員に周知されています。また、必要に応じて職員が専門職に相談できる仕組みもあります。 子どもに関する情報は、法人で統一した様式を使用し、記録したファイルは鍵のかかる書庫に保管し、帰宅時には施錠されています。個人情報とはUSBで作業できないことになっているとのことです。
2 子どもの発達援助	(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8	保育課程は法人内の6つの園から数人ずつ選出したチームで編成し、定期的な見直し会議を実施されています。指導計画は各クラスで作成した児童票、月案、週案をリーダー、保育副主任、保育主任、施設長がチェックし、評価が行われています。月間指導計画の振り返りと評価は各職員が実施し、それに対するコメントを主任が記入する仕組みになっています。 子ども一人ひとりへの理解を深めるため、法人理念研修を全職員が受講し、子どもへの関わり方について確認されるほか、職場内研修において相手の立場に立った関わりについて学ぶ機会を設けられています。現在、外国籍の子どもは在園されていませんが、通訳が必要な場合などは、関係機関と連携し、対応するよう備えられています。無意識のうちに性差への先入観による固定的な概念を植え付けないよう、行動規範を定め全職員に周知されています。 ◎指導計画は定期的に見直しや評価が行われているようですが、評価した内容について、職員間で共有の徹底を図られることが望まれます。
	(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14	子どもの健康管理のため、保育マニュアル、感染症マニュアルを整備し、定期的に見直しが行われています。定期的にケース会議を実施し、園児の健康状態について情報共有をされています。 子どもにとって食事が楽しみとなるよう、食事に関する保育マニュアルを作成し、楽しく食べられるよう工夫されています。また、食事の援助について職員で共有するとともに定期的に給食会議を開催し、メニューや食材について協議が行われています。食育マニュアル・アレルギー対応マニュアルを整備し、年間計画に沿って季節の行事食を提供するなど、地域の食文化等に関心を持てるよう、工夫されています。アレルギー疾患の対応が必要な子どもは、医師の指示のもと、除去食を提供しています。保護者には毎月、給食便りが発行され、夏祭り等の行事の際には、給食室で調理した料理を食べる機会を設けられています。また、給食のサンプル食を展示し、連絡アプリで毎日、給食の写真を配信し、保護者の理解を深める工夫をされています。
	(3)保育環境 自己評価：NO.15-17	園舎内は木目の温かな雰囲気、教室や廊下の採光も十分明るく、清潔で広々とした空間が広がっています。温度湿度管理表を作成し、快適に過ごせるよう、室内は管理されています。子どもたちの遊具や荷物などもきちんと整理され、興味に合わせて、活動できるスペースを確保されています。園内の安全点検や遊具についても定期的に点検が行われています。 子どもたちが心身ともに安らぎ、くつろいで過ごせるよう、午睡時には一人ひとりコット(メッシュ素材の簡易ベッド)を用意する等、安心安全に落ち着いて過ごせる環境づくりに取り組まれています。 自由遊びが中心の保育を展開されており、安田式体育遊びを取り入れ、子どもの興味や関心にスポットを当てた保育に取り組まれています。「教えすぎない自由な遊び」を実践することで、子どもたちが好奇心旺盛で伸び伸びと過ごしている様子が伺えました。

2 子どもの 発達援助	(4)保育内容 自己評価：NO. 18-23	子どもが社会的なルールやマナーが身につけられるよう、毎年、尾道バスに協力を依頼し、乗車体験を実施しています。また、職員がマナー研修を受講し、子どもの良いお手本となるよう取り組まれています。 子どもの興味や関心にスポットを当て、安田式体育遊びを導入するとともに、自然や日常生活からさまざまな発見や学びを得られるよう、天気の良い日は、ほぼ毎日園庭で遊び、心身ともに健やかな成長ができるような保育を実践されています。遊びや生活から人間関係が育つよう、保育サービス部門行動規範を作成し、全職員に周知するとともに、子どもと対等な立場に関わるという基本姿勢を職員会議で協議し、実践されています。 乳児保育は、その日の給食を展示し、保護者が栄養士と離乳食の調理方法などを相談ができる体制を整えられています。全職員にSIDS(乳幼児突然死症候群)に関する情報を周知し、定期的に対応訓練や救急救命研修を実施するなど、予防のための取り組みが行われています。長時間保育は、異年齢で過ごせるよう配慮し、保護者と職員がそれぞれ記入するメモランダムを利用して、密に連携を取られています。障害児保育では、発達支援センターと連携を行い、障害のある子どもが集団生活に適應できるように、訪問支援事業として訪問支援員による専門的な支援サービスの受け入れを継続されています。
3 子育て支援	(1)保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28	保護者との信頼関係構築のため、保護者個人面談や個別の相談に対応しているほか、年2回、保育参加を実施されています。また、保護者との連携のため、連絡アプリのきっずノートを導入し、週3回写真入りのお便りを配信されています。さらに、毎年、実施している保護者アンケートの内容を集計し、職員全体で共有され、業務改善に繋がられています。 朝、子どもを預かる際には、園でしたケガではないかというトラブルを未然に防ぐため、あざやできものがあれば、声掛けをし、確認されています。虐待や不適切保育については、尾道市子育て支援課と連携し、情報共有をするとともに、虐待対応マニュアルを作成し、虐待に関する職場内研修が行われています。
4 子どもの安全	(1)安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31	危機管理マニュアル、感染症マニュアルを整備し、職員全員で共有し、食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策をされています。また、食中毒警報発令時期にはポスター等を掲示し、手洗いなどの注意喚起が行われています。 また、安心安全に過ごせるよう、園内の複数箇所にカメラを設置するなど、不審者対策をされているほか、警備会社と協働した不審者対応訓練を実施し、アドバイスを受けるなど、日頃からいざという時への備えをされています。 ◎体調不良の職員の交代基準が不明瞭なようです。体調悪化や感染拡大を防ぐためにも、基準を定めておかれることをお勧めします。
5 地域との関わり	(1)関係機関および地域との連携 自己評価：NO. 32-34	障害や発達上、支援が必要な子どもは、発達支援センターと連携し、定期的にケースカンファレンスを行い、協力体制の構築に努められています。地域の子育て支援の拠り所となるよう、園庭開放や一時保育等において、情報収集したり、職場内研修をするなどの取り組みをされています。さらに、子育て支援専用の電話が用意され、在園児以外の保護者からも気軽に相談できる体制を整えられています。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：どうえん尾道中央認定こども園）

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人または事業所）

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	D	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織（法人または事業所）の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	A	B	

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する 意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な福祉サービスの実施

(1)利用者本位の福祉サービス

19	利用者を尊重 する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重 する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の 向上	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べや すい体制の確 保①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	B	
23	意見を述べや すい体制の確 保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べや すい体制の確 保③	利用者からの意見等に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた 組織（法人または 事業所）的な取 組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施 方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	○
27	サービス実施 状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と 開示	サービス提供記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

(3)サービスの開始・継続

29	サービス提供 の開始①	利用者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供 の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	A	A	
31	利用契約の解 約・利用終了 後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、利用者又は事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継 続性への配慮	事業所（施設）の変更や家庭への移行などにあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	B	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：どうえん尾道中央認定こども園）

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営の基本

(1)サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言の実施体制	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1)発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	B	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	B	B	○
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観等を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2)健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	B	B	

(3)保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

N0.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

(4)保育内容

18	社会的なルールや態度の獲得	子どもが、望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性がある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全**(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	B	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

5 地域との関わり**(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	